

人以内ということでございます。「評議員会の権限」というのは、7に書いてありますように、議決機関であるし、また審議機関であるということであります。

8が、「協会の業務の範囲」でありまして、さきもちょっと触れましたように、技術的事項についての調査、研究及び企業に対する指導、あるいは通産大臣に対する保安技術についての意見の具申、あるいは検査ということ、この中心の業務になっております。

9は、「協会の保安検査等の義務及び検査員」ということでございまして、これは公共性を持つ団体でありまして、またその職務というものが、きわめて公共性が高いということから、協会は検査義務を強いられるということと、二番目は、検査員というものは、それに応じた知識経験を有する者であつて、それが不適格な場合には、通産大臣の降任権を持つということ、ここにそういう規定を掲げたわけでありまして。

10は、業務方法書、これは協会活動の基本的な規範でありまして、これは通産大臣の認可というふうにしております。

それから「二」の「協会の設立に關連する改正その他自主的な体制の整備」ということでございまして、これについては御説明を強いて要しないと思ひますが、容器が最近ふえたり、また定期の自主検査ということをここに掲げまして業界の自主保安の体制をさらに推進していくということ、この規定を置いております。

それからその次の第二の「液化石油

ガスによる災害の防止のための規制の強化」でありまして、これは液化ガスというものがこの十数年間に大体二十四倍ふえております。それで今使っている世帯というのが約六百万世帯、四十年前くらいにはさらにそれが七百万世帯をこすということになりまして、最近の事故というものがこれから起きていくのが一番多うございまして、それは「高圧ガスについて」というこのパンフレットの中で、十ページの資料に掲げておりまして、いかに最近プロパンガスの、特に消費先における事故の数が多いかということ、この表に表わしております。このやり方としましては、

消費者を直接強制するということがなかなかできないのでありまして、したがって、消費者に直接接します販売業者というのを規制いたしまして、その販売業者の規制を通じて安全なる液化石油ガス、まあ代表的なものはプロパンでございまして、これを供給しようというものがこの趣旨でございまして、その強化策といたしまして三つここに書いております。一つは、販売事業の許可基準を整備するというものでありまして、これはいろいろその販売業者の方々が引火性のあるもの、引火性のものから離れておらなければならぬとか、あるいはバルブがちゃんと検査を受けたものでなければならぬとかという、この販売事業の許可基準を整備したのであります。第二の「家庭用設備の設置等」ということは、いわゆるボンベを持ってきまして配管をして、あるいは燃焼器具につける、その設備のことを言っているわけでありまして、その設備をする場合には通産省令で定めた技術上の基準に

従つてやれ、たとえば四十度の温度をこえたときには置かないとか、あるいは通風のいいところに置く、こういうことをまあこの基準によって推進していくということでありまして。三番目が、こういう販売業者がわれわれの生活に密着しているものでありますから、そのプロパンを取り扱う主任者というのを置きまして、これの取扱主任者がしっかりと経験を持ち、あるいはいろいろの技術的な知識を持つておらなければいけないということ、これは試験制度にしたというのが次の(1)、(2)の問題であります。

それから最後の「その他諸規定の整備」とございまして、これが二十六年にこの法が施行されて、その後非常に進歩して参つたわけでありまして、ここで特に御説明申し上げるのは「2」、「3」、「4」ぐらいであります。この「2」の「一日の冷凍能力が三トン未満の設備を使用し」と云々というところは、最近のようにカー・クーラーとか業務用ルーム・クーラーというものが非常に流行しまして、われわれの生活に非常にファミリアルななつてきたわけでありまして、こういう場合に能力が三トン未満の設備を使用するという場合には、ことさら規制をする必要もあるまい、技術上の基準を維持するための規制で十分ではないかというところで、従来二十トン以下は全部届出というところにしておつたのを、はずしたわけでありまして。三番は、主として導管による輸送であります。導管輸送というものが最近非常にポピュラーになつて参りまして、この導管についても規制をしまして、完成検査を要して疎漏なきような措置をとりたい

というのが「3」であります。「4」が「完成検査についての事前検査」、これも便宜的な基準をはかりましたのは、高圧ガスの製造ということでは非常に大きい施設でありまして、これを備えつけてからあらためて完成検査をするというのには、経済的にもあるいは事実上も非常に不便であるし、また特に高圧力を見る場合には、水を通して、その乾燥に時間がかかるといういろいろの理由もございまして、そういう場合には事前検査をしておくほうがよ

いまして、それではこれより質疑に入ります。御質疑のおありの方は順次御発言を願ひます。

○久保等君 私も高圧ガス取締法の一部改正法案について質疑をいろいろいたしたいと思つたのですが、まあ、きょう若干の点だけについて御質問をしたいと思います。高圧ガス保安協会というものが新しく作られました。それに従来の検査業務の一部を代行する、もちろん検査業務の一部を代行するというものであつて、当然通産大臣なりあるいは都道府県知事等の検査というものと相並行して行なわれることになると思つたのですが、その間の検査業務の範囲について、どういう考えか。検査業務の重複といひますか、そういう面をどういう方法で

防がれるのか、そういう点についてまず最初伺ひたいと思つたのですが。

○政府委員(倉八正君) 今先生の仰せのとおりでございます。重複ということはその能率をそれだけ阻害するということでございますが、今検査の大要というのが、通産大臣がやり、あるいは都道府県知事が大部分をやつておるわけでありまして、その重複を避けるという意味で、かかる措置をとつたわけでありまして、その保安検査につきましては、冷凍につきましては協会がやる、それから容器につきましては継ぎなし——シームレス・ボンベといつておりますが、継ぎなしボンベと申しますか、これにつきまして高圧ガス保安協会がやる。その他につきましては従来の知事の権限を少しも変えておりません。

○久保等君 大体どの程度の人員を必要とされるのかと思つておるんです。この保安協会が今御説明のあつたような業務をやつて参るとすると、どの程度の業務量があるとお考えになつておるんですか。

○政府委員(倉八正君) 保安協会の検査員をどのくらいの規模にしたらいいかという御質問だらうと思ひますが、最初そういう検査をやる場合には二十名ないし三十名くらいの程度の検査員を置けばよからうかと思ひます。

○久保等君 まあ、保安協会の一つの組織の問題にも触れると思つたのですが、全国に若干の出張所といひますか、そういうようなものを設けることもできるようなつておるようですが、その組織はどんなふうな組織をお考えになつておるか御説明願ひたいと思ひます。

ういふような業者の中から会員にする
と書いてありますから、しかし業者が
会員になって、こういうものを検査す
るということについては、これはわれ
われも常にそういうことに遭遇するの
ですけれども、やはり適当な給料とい
うか、自分たちが業者であつたつて、
いろんな学識経験者であつたつて、技
術者であつたつて、こういうことを専
門に検査するということは私は容易な

ことではないと思います。ですから安心してある程度の給料といいますが、何か手当てといいますが、そういうこともお考えになっていいのじゃないか。それからまた今久保さんがお尋ねになったように、これをまず通過させてから考えるのでなしに、こういうふうなものをお作りになる以上は、こういうふうになるだろうというのを、あらゆることを想定されてこれをお作りになったと私は思うのですが、どうですか、その点は。

○政府委員(倉八正君) 私の久保先生に対するお答えが非常に意を尽くしていなかったことをおわび申し上げます。今小林先生のおっしゃいましたように、われわれとしましては会長一人、副会長一人、理事五人というのが今のこの保安協会の目的、あるいは業界の態勢からいって、それが最適であるという確信を持って作ったんであります。その点については小林先生のおっしゃるとおりであります。ただ俸給とかその他につきまして、あるいは会長をどういう人を意中の人にしておるかということにつきましては、何分業界も多うございまして、今現在いろいろのところの会長をやっておられる方、あるいはそれに匹敵するような方というふうな候補者も非常に多うございまして、あるいは学識経験者の方も相当数になっておまして、そういう具体的な問題につきましては、今のところ考えがないということでございます。今先生が言われたとおりでございます。われわれとしましてはちゃんと数なりあるいはこの機構というのはそういうことを前提にして作っております。

なお、今お言葉がありました各地で作るというのではございませんでして、これは全国一本でございますからその点だけ申し上げておきます。

○小林英三君 今の日本国中一本というところでありますが、こういうふうな高圧ガスに関するメーカーというものは全国にあるわけでありまして、これらがどうも大阪へ行ったり、九州へ行ったり、福岡へ行ったりということでは相当いろんな経費もかかるだろうと思っております。ですからこれは各地区にやはり支部的な、出張所的なものをお作りになる意向があるかということだけをお伺いしておきます。

○政府委員(倉八正君) これは高圧ガス保安協会の今後の問題としましては、逐年充実に参りますから、その節は少なくともブロックごとに、全国八つのブロックごとに支所なりあるいは出張所なり、それから重要なところには派出所というものを置かなくてはならないと思っております。そういう構想も持っております。

○久保等君 私ども先ほどちよっとお尋ねしたが、特に役員報酬の問題は、これはやはりある程度の腹案は私は早急に、まだ持っておられないとすれば、お持ちになる必要があると思うのです。人をどなたにするかもやはりこれは率直に言って、報酬問題と重大な関係があると思うのです。しかも責任は非常に重い。ことに法定せられていようとして、機密保持の義務とか、兼職をしてはならんとか、あるいは刑事上の責任がどうだとか、いろいろ非常に厳重な、いわば国家公務員とほとんど似かよったような責任を持たしてあるということでございます。これは

はよほど報酬の面から考えて参らなければ、単に坐ってポストだけ埋めていようというのでは、もちろん責任も果たさないだろうし、ここに定められていた任務も果たすことができないと思うのです。そうすると、ある程度の常識的な報酬というものを支給してやらなければならぬと思うのです。したがって、そういうことについて、よほど先にいって考えてもいいという問題じゃなくて、非常にこれは私は重要な一つの問題だと思ふ。法律の中には、そういうことについてはもちろん何ら触れておらないのですが、実際問題としては、準備を進められるにあつて、そのことについて非常に妥協なしかもあまり低くない報酬というものをきめる必要があると思うのです。特にこの法の内容を見て、責任が重いという立場にある役員であるだけにそのことを痛感するのですが、したがって、まだ準備不足とか何とかいうのでは済まされたい。これだけの法改正を行なわれて、新しく高圧ガスの保安協会というものを作ろうという気持ちで改定案を提案されたからには、やはり相手に対して期待すると同時に、片方においてできるだけの手当をするということとは、これは当然の常識だと思ふのです。それに対するもう少し何か明確な答えを、本日はたまたまこの御準備がなければ、後日また適当な機会にお答えを願うようにしないと、どうも法案審議について若干私ども手落ちじゃないかという気がいたすのです。

最近、いろいろ公団、公社の役員の問題について、報酬がアンバランスだというふうなことで、今、国会でも問題になっていられるけれども、中には審議

会あたりのメンバーで、これはもちろんここに定められたような法律的な責任も特別なものですけれども、それについても相当思い切った報酬を出している面もある。非常にその点、でこぼこで、現在問題になっているのです。この保安協会の場合には、法律に定められた非常にきつい制限もあるし、責任も持たせられるという性格のものであつてみれば、私は何かほんとうならば条文の中に報酬を支給するのだというふうなことを、むしろ明確に記載するほうが、法体系の上からいっても妥当だし、役員に対する扱い方としても妥当じゃないかというふうに思ふのですが、そのことについて、今までのこの法案提出に至る経緯の中で議論の対象にならなかったのかどうか、その点ひとつお伺いしたいと思ふ。

○政府委員(倉八正君) それは、先生の今仰せられたような考え方に私全く同感でございますが、この法律案を作りましたときに、協会に対して政府の出資というものが御承知のようにゼロでございます。何となく政府がこれに資本的な参加、資本的参加という用語があるかもしれませんが、出資しない。そういうことで、その会長、副会長の俸給をそこで云々するものもいかかと思ひまして、そこでは落としたわけでありまして、それからもう一つの理由といたしましては、会長、副会長にしましては、各会社の、たとえば社長であつてみたりあるいは重役であつてみたりする人を会長、副会長に、通産大臣の認可を受けなければならないことになつておりますから、専任の場合の会長であれば、また特別に俸給は違ひしようし、それからある会社の社長が

保安協会の会長になった場合は、またそれも満額出していいかというふうな、いろいろな問題もございまして、今現在におきましてはきめておりませんが、今先生の仰せられるとおりに、われわれとしましては至急その問題についても取り組みたい、こう考えております。

○久保等君 それでは若干保安協会の運営に当たつての資金的な問題についてお尋ねしたいと思ひますが、もちろん会員は任意加入で、必ず会員にならなければならぬということではないやうですが、先ほど御説明があつた程度の会員数を予定しておられるのじゃないかと思ふのですけれども、どの程度の財政でやつていけるとお考えになつておられるのですか。もちろんこれも、政府のほうから金を出すのじゃないのだから、幾ら幾ら金を集めてどうせというふうなことはもちろん政府として考へておられるわけじゃないでしょうけれども、しかし、おおよそその保安協会の運営は、資金的にはどの程度の資金があれば運営できるというふうなことをつけておられるのか、その点お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(倉八正君) 大体一億円の年収ということをお考へております。内訳をついでながら申し上げますと、検査手数料が四千万円程度、上がるのではないかと、それから会員の会費が一人当たり五、六万円ということになります。大体三千万円程度、それからその他講習会なんかをいろいろ保安教育のために開くことになっておりますが、その講習会等の収入が約三千万円、合わせて一億円程度、こう考へております。

きお読みになりましたように書いてあります。求められたときというのは、会員であるうと会員でなかるうと、求められたときはしなくてはいけないという義務を指しているわけでありまゝす。この協会が行なう保安検査というのは、さつき久保先生の御質問のときにもお答えしましたように、知事の権限との関係上、冷凍設備を行なうのが協会の行なう保安検査であります。その場合には、今の現状から申し上げますと、冷凍協会というのがありまして、それがいろいろ支部を持っておりますが、個々の協会はあげてそこに大きいところは個別加入する、それからその他は団体加入をしようということに決議をしているようですから、事實上はアウト・サイダー、イン・サイダーという問題はさして問題にはならないかと思うのです。

○久保等君　なお、この保安協会に評議員会というものがあって、定款の変更だとか、会費の額だとか、それの徴収方法だとか、いろいろ定めることになつていたのでありますが、評議員も二十名ないし三十名程度というようにお考えになつておるようですが、評議員の選び方自体はどういう形で行なふことになるのですか。

○政府委員(倉八正君)　これは会員の選挙によるものであります。まあ選挙の内容につきましては、これは定款で定められる問題でございますが、まあ将来われわれどういうふうになるだろうとかということを考えますと、業種別代表的な方と、それからあるいは学識経験者、あるいは材料関係の方と、こういうふうな構成になるのではなからうかと考えております。

○久保等君 そうすると、業界以外の中からも選ばれることになるわけですか。

○政府委員(倉八正君) たとえば、今非常なる世界的な権威の方が大学の先生でおられるわけでございます。あるいは研究所におられるわけでございます。そういう方は当然ここにお入り願ひまして、いろいろの専門的知識を一般に普及してもらう方が有利だと思ひまして、そういう方にも入つていただきたいと思ひますし、また今、保安協会におきましても、そういう方が評議員として非常に活躍されております。

○久保等君 評議員会というのは常置されているわけじゃないんですか、しょうが、何といひますか、常置されまが、常置されるとしても評議員そのものがその回数多く月に評議員会に出席される必要はそうないんじゃないかと思ひますが、これは何か月に一ぺんとか二ぺんとかといったような定例的な評議員会の開催も予定されるのですか。どういう運営になりますか。

○政府委員(倉八正君) 評議員会の議事次第とか、あるいは回数ということについては、これは定款事項でございますが、実際問題としては、最初の間は非常に回数が多かるかと思ひます。いろいろの手続をして、ことしはこういう研究題目を取り上げるか、どういう運営をしたらいだらうかということ、最初の間は非常にひんぱんとして開かれるだらうと思ひますが、その後軌道に乗りますと、この評議員会というのも毎月々々開く必要もなからうと思ひまして、その場合には三カ月に一回と

か一年に二回とか、こういうふうなことになるわけでいいのではないかと考えております。

○久保等君 それから話が若干前後するが、その役員の中の会長、副会長、理事、監事というのは全部常勤を予定されておられるのですか。

○政府委員(倉八正君) 常勤ではございません。したがひまして、常勤との調整をどうするかということにつきましては、理事の中から、たとえば常務とか専務、こういうふうなのが選ばれて、それが日常の事務をとる、理事会というの重要な事項について必要あるたびに開く、こういう運営にならうかと思ひます。

○久保等君 そうすると、理事が五人以内ということでは一番数が多いのですが、理事だけに限らずにそういう何人かが常勤にせられることが予想されまが、その他についてはさほどのは考へておられない、監事の場合もしたがってやはり常勤ではないというお考へですか。

○政府委員(倉八正君) 仰せのとおりでございます。

○久保等君 この保安協会は、法案が通過すればどのくらいの期間を置いて発足できるお見通しですか。

○政府委員(倉八正君) 今御提出申し上げています法律の態様が、法律が通過ししてから六カ月以内に施行せよという建前になっております。附則になりまして、ところが協会のほうはすぐこれを発足させますから、少なくとも国会を通過さしていただいてから、われわれとしましてはまあ二、三カ月以内には協会の発足させたい、こういうふうな考へております。

○久保等君 先ほどもちよつとお尋ねをした、特に保安に関する責任の帰属の問題ですが、やはりいろいろ事故でも起きたような場合に責任の所在が不明確だったというふうなことで、問題になり得ることがあるんじゃないかと思ひられるのですが、要するに、検査等の問題について、先ほど一応その業種によつて区別をせられておるようですが、しかし、やはり保安協会に責任がある場合には、監督官庁には全然ないというわけにはこれは参らないと思ひますが、そういうふうなことで、悪く言えば、責任のなすり合いというか、そういうふうなことも起こり得る可能性が検査の一部が保安協会としてやり得るということになってきたことによつて、そういう事態が起こり得ると思ひます。そのあたりについて特別な何か配慮なりお考へはありますか。

○政府委員(倉八正君) こういう保安行政の終局的責任は国家にあると思ひます。たださつきもちよつと触れましたように、最近の高圧ガスの進歩が非常に急速でありまして、容器にしましても、たとえばこの十年間に二百二十倍にもふえたことになりまして、とても政府だけでも、平たくいへば十分な検査ができないというところで、しかも民間の自主保安体制という盛り上がりを活用しまして、こういうような協会の作ったわけでございます。しかしながら、今先生御指摘の、そういう場合にはどういふふうなやうに、いわゆる国家責務の完遂に役立たせるかという御質問に對しましては、この保安検査という検査をやる人なり、組織と

いうことを厳重にすることだと思ひます。

す。いいかげんに検査をやつたり、検査のわからない人が検査員になるのは、これは非常なる誤謬でございます。したがひまして、協会の検査員につきましては通産省令で定めまして、こういう知識を持つておる者でなくちやいかぬ、かかる経験を有する者に限るといふことにしまして、そういうことで検査員を任命し、しかも検査員がその後におきまして法令違反をやつたりあるいは不適當であるといふふうになつた場合には解任命令まで設けまして、この検査の完遂を期したい、こういうふうな構想で進めておる次第でございます。

○久保等君 私、きようはこの程度で……

○向井長年君 今、久保委員から詳細に質問がありましたので、若干重複するかと思ひますが、特に今回の高圧ガス取締法の一部分改正案の一番大きな問題は、保安協会を作つて、いわゆる自主的にこの調査研究あるいは指導、検査、こういうところに関与があると思ひます。もう一つはこれは特にプロパンガスの災害の防止、規制の強化というかこの二つが中心になつておるんじゃないか、その他は大体いろいろ規制いわゆる整備ですね、そういうものに感ずるのですが、もちろんこれは最近ひんぱんとして事故が起きておりますが、これに對するところの人命の安全なりあるいは保障、こういう目的はわかるのですが、特にこの中でいわゆる保安協会を作られるという問題は、今いろいろと質問がございましたが、この保安協会のいわゆる人的構成なり運営という問題がやはり大きな問題になつてくると思ひます。そこで特にこ

れは業界といひますか、そういう中で重複するかも知れませんが、製造業者は幾つですか、数は。それから販売業者は幾つか。

○説明員(田辺文一郎君) 製造業者は三十六年末で二千六百六十でございます。販売業者は二万四千四百近くでございます。

○向井長年君 それから消費者が大体六万といひましたね。

○説明員(田辺文一郎君) 六百万でございます。

○向井長年君 六百万。そういうふうな大規模な製造業者なりあるいは販売業者を持つておられますが、こういうような業者を持つておる中で、協会が作られることになるのですが、その協会の中で役員あるいは評議員あるいは会員、こういう形で定められるわけですか。

そこでまず第一に、役員の問題、先ほどから質問ございましたけれども、特にこの役員の選出についてはいろいろの規則があるわけですね。五十九条の十八号に規制しているわけですね。特に十八号の規定は「役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣が役員としての職務の執行に支障がないものと認めて承認したときは、この限りでない。」、こういうことを打ち出されておるわけですね。そうするとこの役員、通産大臣が支障がないものと認めた、そのどういふところ——どういふ限界をもつて、これを認められるのか、この点まづお聞きしたいと思ひます。

○説明員(田辺文一郎君) この役員といたしまして会長を助けまして協会

の業務を執行するわけでございます。たゞし他の職務に従事しておられなくても、一週間に何回かは必ず協会の業務に熱心に業務を掌理する、そういうことが出来る保証がないといけません。

○向井長年君 それは、職務遂行というの、時間的な問題というのか、そういう業務の問題ですが、この前提としては営利を目的とするとかあるいは営利事業に従事するとか、ただしというわけで、そういう形を書かれています。したがって、そういう前文に対するただし書きの意味があるのじゃないですか。その点はどうなんですか。

○説明員(田辺文一郎君) この最初のただし書きの適用されますのは、やはり原則としては営利を目的とする団体の役員でないことが望ましいのであります。役員でも、この業務が非常に多くの業界をまとめるとか、あるいは重要な技術上の基準について調査研究を推進するとか、先ほど局長もお話しになりましたように、余人をもつてかえがたい、なかなかかりっぱな人が得にくいということがございますので、どうしてもやっぱりなかにしてもらいたいという場合に、その方がおさなりではなくて、適に何回とか必ず来てめんどう見て下さるという場合には、そういうやりっぱな方に仕事をしたいという趣意において、ただし書きでお仕事を願いますということになろうかと思えます。

○向井長年君 ちょっと今の答弁、何日か来てとか時間に来てとか、そういうものじゃなくて、重点は、少なくとも前文は、そういうような一つの営利

事業に従事するとか、そういうことであってはいけないうの、そういう人はいけないのだ、ところが人選の中で人格あるいはまた識見、手腕、公平、こういう人がこういう営利を目的とする、あるいはまた事業に従事しておつても、その人はなり得ると、こういうことなんですか、このただし書きは、この点明確にしてもらいたい。

○説明員(田辺文一郎君) さようでございます。なり得るわけでございませう。

○向井長年君 だから原則としてはいけないのだけれども、一応そういう人がおるならば通産大臣はそれを認めてやる、こういうことですか、この点は。

○説明員(田辺文一郎君) ただいまのお説のとおりでございます。

○向井長年君 次に、評議員の問題ですが、これは二十名から三十名以内でいうことになっておるのですが、これは大体いゆる業界の方ですね。だから業界の方といえば、先ほどいったように、大体お話があったのは二百六十あるいは二万四千百ですか、こういう業界があるわけですから、こういう中から二十名、三十名を選ばうということですか。

○政府委員(倉八正君) 今先生のお尋ねで、私のほうの課長が申し上げましたのは、それは事業所の数でございます。その中には団体加入というのが非常に多うございしますから、実際の協会に加入するものにつきましては六十五団体であるし、それから会社が単独加入するのは約四百社ということでございます。したがって、全体としては六百名程度ということになろうかと思えますが、その中から二十ないし三十名を選挙によって評議員に選ぶ、こういう仕組みでございます。

○向井長年君 そうすると、今言われた約四百名、六百名程度の中から選挙で選ぶ、そういうことなんです。そうすると、これはもちろん選挙ですから民主的というところはいいですけれども、片寄の弊害があるのじゃないですか。業種の問題とか、あるいは地域の問題とか、こういうことは考えないのか、その点はいかがですか。

○政府委員(倉八正君) これは何と申しますか、制限、大きくいへば制限選挙であらうと思ひまして、一番大きい、たとえば第一種製造業者でありまして、その業種別にきまして、この業界からは大体五名選んでくれ、ここからは八名、こういうふうに業種別に選びまして、そういうふうに業種別一種のワケを作つて選ぶという仕組みになろうかと思ひます。

○向井長年君 それは協会ができれば、自主的にそういう形はやれというように指導を通産省はするわけですか、それとも自由にさせるわけですか。

○政府委員(倉八正君) これは定款事項でございます。その定款は通産大臣がもちろん認可、出てきた場合は認可するわけでありまして、形式的に、形式的に申しますか、事項によりましては定款に定める事項でございます。

○向井長年君 検査員ですか、この検査員の身分は、これも久保委員からも言われましたように、これは準公務員と

いうことになるわけですね。準公務員、この準公務員という形の資格をもつて当たるわけですが、これは自主的に、そうすると、その協会が採用するということですか。検査員ですが、検査員は先ほどの質問にあるように、一応準公務員のような形になると思うのです。そうすると、それに対して、いわゆる任命資格といひますか、採用、これは協会が自主的にやるわけですか、そういう資格を持った人が。

○政府委員(倉八正君) これは五十九条のたしか三十三だと思ひますが、これは通産省令で検査員たる資格の条件というのを省令で定めまして、その政令基準に適合する人が初めて検査員になるわけでありまして、勝手にこの協会が適当な人を連れてきて、そこで検査員にするということではないんであります。その基準に合致した人が初めて検査員になれるわけでありませう。

○向井長年君 基準に合致した人はおつても、これに対する採用といひますか、任命といひますか、これは協会がやるのでしよう。

○政府委員(倉八正君) そのとおりでございます。

○向井長年君 そうですね、この協会に対する、協会が採用した場合に、その職員に対する、検査員に対するやはり義務を負わすことになりませう、検査そのものに対する。そうすると、その義務を負わすということになれば、その人の身分といふものは協会のどういふ身分なんですか。ただ普通の職員ですか、それに対する、先ほどいろいろお話がありました待遇問題とか、そういう問題については身分は

公務員に準じておる、したがって、それに対する待遇も公務員に準ずるのか、準じないのか、その点。

○政府委員(倉八正君) 身分関係はあくまで協会と、それから検査員になりたいという人の契約上の問題でありませう。したがって、今仰せの、それに応じた対価としての報酬をもらうわけでありませう。ただ検査という公共性にかんがみまして、検査員がいろいろ秘密を漏らしたり、あるいはその他の準公務員としての義務に違反した場合は、別の規定が適用されますし、またその関係法令が適用されますし、それから検査員がこの高圧ガスの取り締まりの関係の法令に違反した場合は、通産大臣も解任ができるというところで、いわゆる司法上の問題と公共性というのをよく調整したという格好になるんじゃないかと思ひます。

○向井長年君 そういふことで、この協会が一応充足することになります。役員あるいは評議員会員と、こういう形でまきまきするのですが、この運営について、まあ先ほどもお話しありましたように、約六百団体ですか、六百団体の中で、そういうくらの程度の評議員会で民主的に運営できるかどうかという問題ですが、この二十人、三十人というふうな、以内ということできめたのは何か根拠があるのですか。

○政府委員(倉八正君) 今の最初の、ここで運営ができるかと思ふかという仰せでございますが、六百名の中から三十名くらいということだったならば、まあこの協会の運営あるいは審議機関としての運営は十分ではないかと、こういう

うふうに考えております。

○向井長年君 だから、それについて何ら具体的な根拠があるというわけじゃないのです。どうですか、具体的に二十人、三十人以上というのは何か根拠を持って、こういうようにきめられたのか、この根拠はあるのかないのか。

○説明員(田辺文一郎君) 現在高圧ガスの関連業界といたしましては、プロパンガス協会とか硫安協会、酸素、それからまた容器メーカー、それに鉄鋼の業界団体、いろいろおも立ったものが二十近くございます。先ほど局長の言われましたのは、小さな協会も含めると数多くなりますけれども、大体そういう、たとえば硫安協会とかプロパンガス協会の例をとりますと、その中ですでにある程度保安の、自主保安の機運が出ておりますので、民主的に代表を自分たちのことをどういうふうにかきめようかという慣行もあるわけでございます。そういうことで、そういう業界は団体単位で考えて、それからまあ学者の先生もやはり数名なり入っていただきたい。そういうことで、大ざっぱでございますけれども、三十名くらいで適当なのではなからうかと考えております。

○向井長年君 次に、プロパン販売業者の問題ですが、これは現在でも一つの免許制になっておるわけですね。今度は主任、何というのですか、主任免許状を持たなければいけないというところにすれば、相当これは、試験制度になるわけですね。そうすると、現在免許を持って販売をしておる人も、やはり試験を受けなければ、あるいはそういう免許を取らなければこの営業がで

きない、こういうことになるのですか、その点いかがですか。

○政府委員(倉八正君) この点は、いわゆる今やっております販売主任者というものは、これは正式な試験ではないのでございまして、各府県知事が行なう審査であります。今度作ります販売主任者というのは、この正式な試験を受けさせるということ。後段のお尋ねというのは、これは非常に重要な問題だろうと思ひまして、今現在数万人のそういういわゆる既得権者と申しまして、それがございまして、こういう新しい制度ができたら翌日からどうなるかという問題があるかと思ひまして、この法律の書き方としましては、法律を施行してから二年半、だから大体法律ができましてから三年間はその事業をやれますよ、こういうことにしたわけでありまして。ただし、三年たつたらば自分たちの既得権もなくなるだろうというところが出てくるかと思ひまして、試験を今度はやりまして。今までの試験は一年に二回であったのでありますが、そういう方の御便宜のために年に四回程度やりまして、それとそれと経験とかあるいはかつての講習会に何回出席したかということに結びまして、大体試験は、法律、学力試験、あるいは技術試験等三つに分かれておりますが、その試験もある程度科目を免除いたしました。その間の既得権者との調整を十二分にはかろうということ、大体大よそ三年間の余裕を持つていとお考えいただけばけっこうだろうと思ひます。

○向井長年君 そうすると、三年間の間に一応検定試験を受けなさい。もし試験がだめであるならば、三年間たつ

てこの営業は許可しない、こういう結果になるわけですね、そういうことですか。

○政府委員(倉八正君) そのとおりでございます。それで、これについては非常な議論がありましたのは、プロパンガスというのはいわゆる社会生活に入り込んで、一種の公益事業じゃないか。公益事業ならば消費者に安定させるために、安定して、安心して使えるように今から少しも試験を受けた者に限るといふふうにするべきじゃないかという議論も非常に多かったものであります。それは純粋な保安の面から見れば確かに正しい議論かと思ひますけれども、ただ社会的問題に関連して考えますと、既得権者の関係をすぐ奪うということはまあいかにかと、こう考えまして、その二年半程度の期間を置きまして、その間にできるだけ試験をたくさんしなさい、それから科目も免除してできるだけ限りの救済はしたい、こういうふうな調整をはかった次第でございます。

○向井長年君 現在の現状は、もう御承知のごとくプロパン等の販売をやっておる方は、これは一般の薪炭を売っておる人たちが、こういう人たちがそれを最近では併合して石油とか石油コンロとかプロパンをやり出したと思ひます。だから、したがって、そういう人たちは、そういう試験を受けてやれる人もあれば、また年配者でとてもそういう試験は受けられぬ、こういう人たちは中にはいると思ひます。そうすると、今後この業務を続けるためには試験をとった人を雇うというふうな形が生まれてくると思ひます。自分はその試験をとった人

ちを雇ってその営業をやる、こういう形が出てくると思ひます。そういう場合に従事する人は家の、販売業者の家族がやる。そこで試験をとっておる人が一人さえおれば、この業務をやるんだ、こういう形が必ず出てくると思ひますが、この点についてはどう考えておられますか。

○政府委員(倉八正君) 今御指摘のような業態が出ておることも、これは事実でございます。ところが、一方考えますと、非常に危険なものを取り扱いますし、それからプロパンのいろいろ種類もふえてくるという場合に、従来のそういうだけの知識でやるというのとは一その方のみならず、与える影響が第三者ないしプロパンを使う人に影響するということで、最小限の何かい必要ではなからうか、というのは、これは保安上から考えれば当然のことだろうと思ひます。しかしながら、あまりこれをいきなり厳重にやりますと、さき申ししたような危険ができるものでございまして、今度はここに作業主任者免状を丙種化学主任者免状というようにしまして、プロパンだけを扱う一つの免許を作ったわけでございます。――ちよつと失礼しました。今の作業主任者というのを、ここで国家的なものにしたわけでございますが、そのやり方としましては、できるだけ試験という前提としまして講習会を行なう。で、講習会の成績を見まして、この方には三科目の中のこれとこれは要らぬというようにしましたら、もうその方は試験を受験しなくてもいいというところは、最小限、保安上の見地か

ら必要ではなからうと思ひまして、まあこういう制度を作ろうと考えておる次第でありまして、今お話の炭屋さんやるといふことにつきましても、炭屋さんプロパンというものはどういうもので、どのくらいの配管とかあるいは継ぎ手をしなければあふないというくらいの程度の試験と申ししますか、それは受けておいてほしいとわれわれは考えております。

○向井長年君 そこで、その丙種というやつは、そうすると講習会を何回かくらいやれば、大体無試験でその検定をとれる、こういうことになり得るわけですね。そういうことですか。

○政府委員(倉八正君) 私が丙種と言いましたのは、私の思い違いでして、今の販売主任者は販売主任者でございまして。ただ今先生の御質問の、試験を免除するというのは、そういうことで、今までの経験とか、あるいはその人のたとえば学歴であるとか、あるいは講習会を受けたいろいろな回数とか、そういうことによりまして試験の制度を免除する。あたかも、たとえばわれわれが運転の免許をとりますときに、ある所定のところの講習を受けておれば法規試験は要らないとか、あるいは実用試験と申しますか、操縦試験は要らない、そういうふうな類に平たく言えばなるかと思ひます。

○向井長年君 とにかくそういう試験制度を今度はとられるわけなんです。が、これに対して自主的な協会ですという検定をやるわけですが、最終的に三年間たつてもとれなかった場合には、その営業は停止さす、そういう形になると、これは営業の既得権の侵害という問題が出てくるわけですね。

そういう点については、そういうことのないように努力したいということとはわかりませんが、そういう論法も立って来るとは思いますがね。この点はどうか考えますか。

○政府委員(倉八正君) まあ、これは法律上の権利ではなからうと思いが、今仰せのように、大きい意味の確かに既得権でございます。それで二年半なり三年たつた場合に、何回試験を受けましても合格しなかつたという者に対して、どうするかということでございますが、そういうことがないよう

にできるだけ回数をやしたり、その人の経験によって科目を免除したりということをはかつていきたいと思います。まあ、理論的に言えば、そういうとき落ちたらどうするかという議論が出るかと思いますが、われわれとしましては、なるべくいゆる不合格者を出さない、少なくとも既得権を持っておられる人には出さないという心づもりは十分ありますが、それを法律的に不合格者でも採用する、かつての、こういうことはちょっときけないものでございまして、それとあわせて高圧ガスというのが最近のように種類も多く、また同じプロパンにしても、いろいろほかのガスとの混入が出てきますから、最小限の分に合格するということとは保安上絶対的なことではなからうかという点は残さなければならぬかと思ひます。

○向井長年君 もう一つ。この委員会でも前に審議したのですが、電気用品の取締法ですね、これがあるわけなんです。それと、今度高圧ガス取締法との比較なんです、特に電気用品の場合においては製造メーカーの中で大きな

な規制をし、検定をし、それに対する商標を張って、販売業者に対しては何ら規制を加えてないわけですが、電気用品の場合は、今度ガスの場合においてはそうではなくて、販売業者にそういう問題を加えておるわけなんです、これに対する見解はいかがですか。

○政府委員(倉八正君) 私はまあ電気用品のことは詳しく存じておりませんが、電気用品というものは、ちゃんと検査を受けて、そこで検定を受けたのが初めて使われるということでございます。そして、それに合格したものを使えば、特別にはかの点から、漏電とか混線と云うようなことをしてない限り、さほど害はなからうと思ひますが、このプロパンにつきましては、そのものが非常に爆発性のあるものでありまして、引火性のものである関係上、それともう一つは、電気はどわれわれの生活にまだなじみがないということのため、これよりもさらに強い規制というものをすべきではなからうか、こういうふうな考えた次第であります。

○向井長年君 そこで一番心配なことは、これは趣旨としては、安全という立場から、そういう協会をやるといふことについてはよくわかりますが、一番われわれが懸念する問題は、この運営からくる、いゆる先ほど久保委員からも言われました、経費という問題、これは検定料、手数料が大体四千万、あるいは講習会なり会費、こういうことで一応まかなうのだ、こう言っておりますけれども、これはやはり人件費も増してくるし、いろいろその他

の業者は、何といつても現在プロパンにしてもガスにしても自由価格です。から、したがって、これに対する消費者に対する転嫁というやうな問題が起きてくるかと思ひます。こういう問題については、この協会を作つて、そういう安全な方向をとらうとするために、消費者にいわゆる負担をかける状態が現われてくるかと思ひますが、これはどうか考えられますか。

○政府委員(倉八正君) このプロパンの団体が、協会ができたために金を、会費を納める。その分だけが高くなつて、いゆる値上げの材料になるのじゃないかということでございます。まあ、理論的にはそのとおりだと思いますが、ただ、このわれわれのところのプロパンの値上がりというのは、それによる負担というよりも、プロパンのかつての歴史を見ますと、今から七、八年前は、たしか一キロが百二十五円だったと思ひますが、今は、東京ではたしか七十円か七十二、三円だと思ひます。だんだん下がつてきました、その下がつてきましたのは、生産量がふえて、それからいろいろ販売系統が非常にまとまつたといふことでございまして、この手数料、こういう協

会に対する負担とかについて、観念的には、何十銭か上がるかと思ひますが、それよりもさらにわれわれが安心して理想的に言へば、事故が絶滅するといふことがより大切だろうと、こういうふうな考えております。

○向井長年君 協会を通じて、いわゆるそういう消費者に転嫁するやうな形はとつてはいけなないので、そういう協

会を通じて、価格の問題については何らかの協会の中で示唆する、そういう形は考えておられないのですか。

○政府委員(倉八正君) 国民経済から見れば、ここで、この協会をやつてもいいじゃないかということでございます。ですが、価格体系上の行政方法と申しますか、行政機構としましては、この保安協会というものは一種の保安面でございます。まして、流通形態をどうするか、あるいは価格の暴騰をどう押えるかというものは、むしろプロパンの生産あるいは配給の面を担当するところであるべきではなからうかと、こう考えます。もちろん、しかし保安と密接に関係がございますから、販売業者におきましても、不当な、この改正によつて、それに藉口して値上げをするといふことは、これは私たちのほうで厳重に取り締まるつもりであります。

○奥むめお君 プロパンの品質の違いがございまして、また天気によつても違ふのです。こういうことに対して、抜く上でもやはり注意しなければならぬことがあると思ひますが、協会はど

ういふふうにそれをしようとしていらっしゃるのですか。

○説明員(田辺文一郎君) プロパンと一口に申しますが、実はプロパンとブタンと混合でございまして、プロパン七ブタン三、これが標準だといわれておりますけれども、六・四とか五・五とか、そういう比率もございまして。夏場におきましては、気候が暖いものでブタンの蒸発が盛んに行なわれるといふ関係で、ブタンとプロパンの比率がかなりブタンが多くなつてもあまり問題がないわけでありまして、冬場等におきまして、特に北海道のように零下近くなりますと、ブタンが多いとガ

スの出る圧力が減つてくるということ、実は燃焼器具でガス切れが起こるとか、そういう危険につながるもので、すから、やはり、特に夏場等はよろしいけれども、冬場等につきましては、プロパン含量の多いようにしていただくべきじゃないかというふうに考えておるのでございます。

○奥むめお君 それは検査、協会ですら研究してきめるのですか。

○説明員(田辺文一郎君) この問題につきましては、大体石油精製会社のガスのいゆる得率といひますが、出方とか採算等も関係しておりますが、やはり消費者の便利といふことを考えて、業界内部でもあるいは商工組合とか、あるいは全国プロパン協会など、この比率の標準化といふものを最近何とかしなければいけないという機運は出ております。われわれとしましては、この法律そのものでは法規的にどういふことはございせんが、やはりその混合率が保安に響く面がござい

ますので、われわれとしては、技術的な点も十分さらに検討した上で、十分指導していきたいといふふうに考えております。

○奥むめお君 お話を聞いていますと、非常に消費者に關係が深い問題になつてくると思ひますが、いつ、それをなさるつもりですか。これは早急にすべき問題だと思ひますが。

○説明員(田辺文一郎君) 早急にしたいと考えております。

○奥むめお君 いづごろ……。

○説明員(田辺文一郎君) 一月以内くらいでも、まず全商連とそれから全国プロパン協会、それから高圧ガス協会、そういうところと、技術的な問題

も関連いたしますから十分研究いたしまして、消費者の方の御意見も聞いて、さっそく取り上げたいと考えております。

○奥むめお君 あなた方特に御存じだろうと思ひますけれども、去年、東京都がプロパンの検査をいたしました。それによりまして、非常に不正率が多いのです。十キロに対して二・三五キロ足りないものもある。そうして不正率が七四・五％、プロパンの不正率が、不正率というのはこれは分量ですわね、目方で計りますから。不正率が七四・五％、これは御存じでございますか。これは東京都が三十六年の九月の八日から十月三日まで検査した報告でございます。プロパンというものはそれくらい不正が行なわれている。私も主婦の苦情を全国的に集めておりますが、プロパンについての量目の不正確の苦情がたいへん多かった。いかがですか、これについてのお考えは。

○政府委員(倉八正君) 今お尋ねの件は、私は先生ほど正確な数字は聞いておりませんが、量目の不正が件数が多かったということは伺っております。それで、その問題につきましてもどういう対策をとらうとおるかというところでございますが、これは先般御審議いただきました計量法の問題でございまして、現在、四月を目途として検討しているのが、正確に計量する義務と、これは計量法の第七十二条でございまして、それから正味量の表記と、これの四月実現ということを目途として今検討中でありまして、

○奥むめお君 それはこの間、計量法の法案を上げましたし、私も質問いたしましたから、ここでは保安の問題だけで参ることにいたします。高圧ガスの問題はまあ保安の確保というところにしほられるかと思うんですね。そういたしますと、においをつけるといふことをおっしゃいましたね。そのにおいは義務づけられてますか。○政府委員(倉八正君) これは省令によりまして着臭せよということをお強制しております。○奥むめお君 今ちょっと聞きかねました。○政府委員(倉八正君) これは、においをつけておるかという御質問でございます。これは、法律に基づく省令によりまして強制しております。○奥むめお君 義務づけていらっしゃいますね。○政府委員(倉八正君) はい。○奥むめお君 それでは、においのない物はないと見てよろしいですか。○政府委員(倉八正君) そのとおりであります。ただ、工業用についてはその適用がございせんが、一般家庭用につきましては、これを義務づけておりますから、においのない物はな

工業用は着臭しないのでよろしいという省令になっておるんですが、その工業用も非常にしほりまして、いわゆる燃料用に使ふものは全部着臭せよということになっております。それで、エアゾールと、それからガスマイター用のガスは直接においをおかす機会があるのですから、これは着臭しなくてよろしいということになっておまして、取引の段階で売り先が、これは私のところではエアゾール用である、ガスマイター用であるということをお知らせして、確認した場合だけ着臭しないでお出すと、で、その着臭しないでお出した場合には、ボンベに工業用、無臭という表示をいたすことになっておるわけなんです。そういう次第であります。

○奥むめお君 それではプロパンの付属器具ですね。これは何か基準がございまして、守るべき基準とか、あるいは規格の問題とかいふものもございまして、いらいしやいますか。○説明員(田辺文一郎君) 家庭用プロパン・ボンベの付属器具でございまして、その中に安全弁、調整器、配管等ございまして、この中で、安全弁につきましては、容器につけるべき基準というところで、現在の省令ができております。ところが現状では調整器とそれから配管につきましても省令はございせん。そういう器具については基準がございせん。それで現状は全国プロパンガス協会あるいは日本調整器工業会、それに役所と東京都などが協力いたしまして一種の要綱的なものでいたしております。そういう関係でござい

○説明員(田辺文一郎君) ただいま局長からもお話しいたしましたように、

工業用は着臭しないのでよろしいという省令になっておるんですが、その工業用も非常にしほりまして、いわゆる燃料用に使ふものは全部着臭せよということになっております。それで、エアゾールと、それからガスマイター用のガスは直接においをおかす機会があるのですから、これは着臭しなくてよろしいということになっておまして、取引の段階で売り先が、これは私のところではエアゾール用である、ガスマイター用であるということをお知らせして、確認した場合だけ着臭しないでお出すと、で、その着臭しないでお出した場合には、ボンベに工業用、無臭という表示をいたすことになっておるわけなんです。そういう次第であります。

十四条でもって家庭用設備に対する設置につきまして省令を出すことにいたしておりますので、ただいま要綱程度でやっておりますことを、調整器の規格はこういふふうになければあふないとか、パイプはどうとか、そういうものは省令で出せるようになるかと存じております。

○小林英三君 関連。今のボンベ等につけてある家庭用の器具の話がありましたが、先ほど奥委員のお尋ねになりましたプロパンガスの量目不足ということ、は、保安の問題とはまあ関係がないようでありまして、これは計量法七十二條にあるというふうなお話であつたように思ふけれども、一体量目不足のやつを、家庭でわかりませんか。それが問題なんです。それで、お尋ねが七五％しかなかったと、あるいは八〇％、一〇〇％あると、判断して、家庭じゃわかるまいと思ひます。したがって、今器具の問題が御質問になつたようですが、こういうものを運んだときに、これは一〇〇％の量目があるかということがわかるような方法はないのですか。そうしないといふと、幾ら計量法の七十二條があつたって、お尋ねがわかれ家庭の主婦が足るか足らないか判断は、私はおそらくできないと思ひます。判断するために計らうとしたら、大やけどをししたり、大けがをししたりするだろうと思ひます。この問題どうですか。

○政府委員(倉八正君) 今小林先生のお尋ねに対しては二つの方法があるう

かと存じます。私どものほうで今重工業局が計量法を担当しているわけでありまして、一つはそのものを入れる場合に、その者が正確に計量するんだという計量法の意味で、それを表示するんだというのを守ることが第一番であらうと思ひます。それを、それならばどうやってフォローしていくかということになりますと、今度はわれわれが家庭で使います際に、あるいは計量器を使ひまして、いわゆるメーターでございまして、これを使つて、それがはたして正しい、今幾ら使つたからあと幾ら残つておるはずだ、ところが残つていなかったというところになれば、それは不正の表示でございまして、そういう詰めるときに正確に詰める。それからそれを扱う場合のメーターの設置、この二つが両々相俟つて完全なものになるかと思ひます。

○小林英三君 これはね。今の局長のお話聞くと、私どもが考えるのにおかしと思ひます。というところは、カン詰なん

かこれは家庭であればすぐわかるのですけれども、ボンベに入つておるプロパンガスなんかは、それは一〇〇％入れてくるのは当然でしょうけれども、今奥委員のおっしゃつたように、東京都で検査するといふと、七五％しか入つていないのがたくさんあるという……。(奥むめお君「七五％違反です」と述べ)七五％違反があつたというのは重大問題です。これは重工業局の管轄がもしまへんけれども、これは普通のカン詰やらほかの量目をはかることと違つて、家庭ではわからぬのです。こういう問題を規制するのにはどうしたらいいかという問題がある

かと存じます。私どものほうで今重工業局が計量法を担当しているわけでありまして、一つはそのものを入れる場合に、その者が正確に計量するんだという計量法の意味で、それを表示するんだというのを守ることが第一番であらうと思ひます。それを、それならばどうやってフォローしていくかということになりますと、今度はわれわれが家庭で使います際に、あるいは計量器を使ひまして、いわゆるメーターでございまして、これを使つて、それがはたして正しい、今幾ら使つたからあと幾ら残つておるはずだ、ところが残つていなかったというところになれば、それは不正の表示でございまして、そういう詰めるときに正確に詰める。それからそれを扱う場合のメーターの設置、この二つが両々相俟つて完全なものになるかと思ひます。

○小林英三君 これはね。今の局長のお話聞くと、私どもが考えるのにおかしと思ひます。というところは、カン詰なん

かこれは家庭であればすぐわかるのですけれども、ボンベに入つておるプロパンガスなんかは、それは一〇〇％入れてくるのは当然でしょうけれども、今奥委員のおっしゃつたように、東京都で検査するといふと、七五％しか入つていないのがたくさんあるという……。(奥むめお君「七五％違反です」と述べ)七五％違反があつたというのは重大問題です。これは重工業局の管轄がもしまへんけれども、これは普通のカン詰やらほかの量目をはかることと違つて、家庭ではわからぬのです。こういう問題を規制するのにはどうしたらいいかという問題がある

かと存じます。私どものほうで今重工業局が計量法を担当しているわけでありまして、一つはそのものを入れる場合に、その者が正確に計量するんだという計量法の意味で、それを表示するんだというのを守ることが第一番であらうと思ひます。それを、それならばどうやってフォローしていくかということになりますと、今度はわれわれが家庭で使います際に、あるいは計量器を使ひまして、いわゆるメーターでございまして、これを使つて、それがはたして正しい、今幾ら使つたからあと幾ら残つておるはずだ、ところが残つていなかったというところになれば、それは不正の表示でございまして、そういう詰めるときに正確に詰める。それからそれを扱う場合のメーターの設置、この二つが両々相俟つて完全なものになるかと思ひます。

のです。これは、たとえばボンベに何かつけていくとか何とかいうようなことがなければ、おそらく家庭で使つてみて、もうこのぐらい前月と違ふから少ないと判断するのはおそく百人のうち一人もいないと思います。こういうものがなければわからない。これは大きな問題になると思います、今奥さんの話を聞いてみると。

○奥むめお君 それでよろしゅうございますか。

はかりの問題でございますが、生産者から今度は特約店に行つて、それから詰めかえ店に行つて、それから消費者に回るとか、小売店から回るとか、いろいろ段階を経ていくのです。ですから私も言へばたいへん不安なことです。そして目方が足りないというの、どの主婦でもこれを信頼してゐる。あの重いものの上に書いてあるというおしやうでも、書いてあるということは正しいことの証明じゃないのですから、だからこういうことは保安ということ、正量取引ということに私は関係が——保安協会はそれをなさらないとおしやうと思うけれども、いかがですか、それもしていただくか。

○政府委員(倉八正君) 奥先生からお答えを半分いただいたのでございまして、実際は高圧ガスの問題、保安の問題からやるべき問題ではなからうと思ひます。事実問題としては保安と、それから配給というのが一体になりますから、われわれとしまして、こういう保安協会あるいはプロパンガス商工組合等を通じて、そういうことを指導していきたいと思ひます。それで、この問題が最近いろいろ論じられるようになりまして、近くわれわれのほうとしまして、関係者を集めてそれを話つきりしたい。まあそれを解消するということと、それからメーターの問題につきましても今いろいろ検討しております。

○奥むめお君 目方ではかるのと量ではかるのとどっちがプロパンにはいいとお考えでしょうか。

○説明員(田辺文一郎君) むずかしい問題もございまして、現状では非常に目方を正確にはかる場合には目方のほうが非常に簡単に取引の単純化ということになりますし、いいと思ひます。しかしながら、先ほど申しましたように、実はプロパンとブタンとの混合比の問題がございまして、その辺を合理化して参りますと、そのあかつきには要するに容積ではかるような客観情勢が出てくるというふうな考えまして、そうした場合には、消費者が直接現在どこまで使つてゐるかということがメーターでわかりますので、そのほうがいいんじゃないかというふうな考へております。

○奥むめお君 それでは今小林委員もおしやいましてけれども、今はどこまで使つたかということをはかることは無理だとお考えですか。私もこれは使つてゐる途中で切れてしまふのですね。御飯の途中で切れたり、まだあると思つていたらなくなつていたり、また買ったときにどこまであるか見えなかつたりするのですが、現在何かそれについてメーターでもくつつけるとか何とかということを考えられませんか。

○政府委員(倉八正君) 現状においては今奥先生のお話の点は実際は不可能でございます。と言つるのは、今幾らぐらい使つた、どのくらいまだ残つてゐるであらうという、かつての経験とか、そういうことで判断しておるといふのが現状だと思ひます。それからメーターの問題につきましては、これは技術的に非常にいろいろの問題がございまして、現在検定器については、三社程度のメーターがございまして、それにつきましても技術的ないろいろの良否がありまして、どれが權威あるもの、これに限るといふまだ結論が出ておりませんから、今のところでは研究段階と言わざるを得ないと思ひます。

でございまして、と言つるのは、今幾らぐらい使つた、どのくらいまだ残つてゐるであらうという、かつての経験とか、そういうことで判断しておるといふのが現状だと思ひます。それからメーターの問題につきましては、これは技術的に非常にいろいろの問題がございまして、現在検定器については、三社程度のメーターがございまして、それにつきましても技術的ないろいろの良否がありまして、どれが權威あるもの、これに限るといふまだ結論が出ておりませんから、今のところでは研究段階と言わざるを得ないと思ひます。

○奥むめお君 それは業者の立場から考へると、延びても損にはならないけれども、消費者の立場から考へたら、これは非常に大きい問題ですね。不便でもあるし、不安でもあるし、だから、これも保安協会の責任じゃないと考へていらつしやるかもしれないけれども、こういう問題を早急に取上げ考へていただくかと思ひます。

○奥むめお君 それは業者の立場から考へると、延びても損にはならないけれども、消費者の立場から考へたら、これは非常に大きい問題ですね。不便でもあるし、不安でもあるし、だから、これも保安協会の責任じゃないと考へていらつしやるかもしれないけれども、こういう問題を早急に取上げ考へていただくかと思ひます。

○奥むめお君 それは業者の立場から考へると、延びても損にはならないけれども、消費者の立場から考へたら、これは非常に大きい問題ですね。不便でもあるし、不安でもあるし、だから、これも保安協会の責任じゃないと考へていらつしやるかもしれないけれども、こういう問題を早急に取上げ考へていただくかと思ひます。

○奥むめお君 それは業者の立場から考へると、延びても損にはならないけれども、消費者の立場から考へたら、これは非常に大きい問題ですね。不便でもあるし、不安でもあるし、だから、これも保安協会の責任じゃないと考へていらつしやるかもしれないけれども、こういう問題を早急に取上げ考へていただくかと思ひます。

○奥むめお君 それは業者の立場から考へると、延びても損にはならないけれども、消費者の立場から考へたら、これは非常に大きい問題ですね。不便でもあるし、不安でもあるし、だから、これも保安協会の責任じゃないと考へていらつしやるかもしれないけれども、こういう問題を早急に取上げ考へていただくかと思ひます。

○奥むめお君 それは業者の立場から考へると、延びても損にはならないけれども、消費者の立場から考へたら、これは非常に大きい問題ですね。不便でもあるし、不安でもあるし、だから、これも保安協会の責任じゃないと考へていらつしやるかもしれないけれども、こういう問題を早急に取上げ考へていただくかと思ひます。

○奥むめお君 それは業者の立場から考へると、延びても損にはならないけれども、消費者の立場から考へたら、これは非常に大きい問題ですね。不便でもあるし、不安でもあるし、だから、これも保安協会の責任じゃないと考へていらつしやるかもしれないけれども、こういう問題を早急に取上げ考へていただくかと思ひます。

○奥むめお君 それは業者の立場から考へると、延びても損にはならないけれども、消費者の立場から考へたら、これは非常に大きい問題ですね。不便でもあるし、不安でもあるし、だから、これも保安協会の責任じゃないと考へていらつしやるかもしれないけれども、こういう問題を早急に取上げ考へていただくかと思ひます。

○奥むめお君 それは業者の立場から考へると、延びても損にはならないけれども、消費者の立場から考へたら、これは非常に大きい問題ですね。不便でもあるし、不安でもあるし、だから、これも保安協会の責任じゃないと考へていらつしやるかもしれないけれども、こういう問題を早急に取上げ考へていただくかと思ひます。

○奥むめお君 それは業者の立場から考へると、延びても損にはならないけれども、消費者の立場から考へたら、これは非常に大きい問題ですね。不便でもあるし、不安でもあるし、だから、これも保安協会の責任じゃないと考へていらつしやるかもしれないけれども、こういう問題を早急に取上げ考へていただくかと思ひます。

○奥むめお君 それは業者の立場から考へると、延びても損にはならないけれども、消費者の立場から考へたら、これは非常に大きい問題ですね。不便でもあるし、不安でもあるし、だから、これも保安協会の責任じゃないと考へていらつしやるかもしれないけれども、こういう問題を早急に取上げ考へていただくかと思ひます。

○奥むめお君 それは業者の立場から考へると、延びても損にはならないけれども、消費者の立場から考へたら、これは非常に大きい問題ですね。不便でもあるし、不安でもあるし、だから、これも保安協会の責任じゃないと考へていらつしやるかもしれないけれども、こういう問題を早急に取上げ考へていただくかと思ひます。

○奥むめお君 それは業者の立場から考へると、延びても損にはならないけれども、消費者の立場から考へたら、これは非常に大きい問題ですね。不便でもあるし、不安でもあるし、だから、これも保安協会の責任じゃないと考へていらつしやるかもしれないけれども、こういう問題を早急に取上げ考へていただくかと思ひます。

○奥むめお君 それは業者の立場から考へると、延びても損にはならないけれども、消費者の立場から考へたら、これは非常に大きい問題ですね。不便でもあるし、不安でもあるし、だから、これも保安協会の責任じゃないと考へていらつしやるかもしれないけれども、こういう問題を早急に取上げ考へていただくかと思ひます。

○奥むめお君 それは業者の立場から考へると、延びても損にはならないけれども、消費者の立場から考へたら、これは非常に大きい問題ですね。不便でもあるし、不安でもあるし、だから、これも保安協会の責任じゃないと考へていらつしやるかもしれないけれども、こういう問題を早急に取上げ考へていただくかと思ひます。

○奥むめお君 それは業者の立場から考へると、延びても損にはならないけれども、消費者の立場から考へたら、これは非常に大きい問題ですね。不便でもあるし、不安でもあるし、だから、これも保安協会の責任じゃないと考へていらつしやるかもしれないけれども、こういう問題を早急に取上げ考へていただくかと思ひます。

○奥むめお君 それは業者の立場から考へると、延びても損にはならないけれども、消費者の立場から考へたら、これは非常に大きい問題ですね。不便でもあるし、不安でもあるし、だから、これも保安協会の責任じゃないと考へていらつしやるかもしれないけれども、こういう問題を早急に取上げ考へていただくかと思ひます。

さればこそ、この問題に關して調査団等も検討をしておられたようでございますが、この法案は要するにこの調査団、審査団の結論に基づいてお作りになったのですか、それとは関連がないのですか。

○政府委員(川出千速君) 昨年の通常国会におきまして探鉱事業団の設立について検討せよという衆議院商工委員会の決議にもございまして、また昨年の秋に鉱業審議会の答申が通産大臣に對してなされたが、それに、その答申の中で、探鉱の促進が金属鉱山の體質改善のために一番大切なことである、その促進をするために一つの方途として探鉱事業団の設立を考慮すべきであるという答申がなされたわけでありまして、その答申に基づきまして政府としてこういう考えを提案している次第でございます。

○岸田幸雄君 今の金属鉱業の體質改善ということ、ある意味から申せば、探鉱というものが大きな重要な問題になつておると思うのでありまして、そういう点については当局ではいち早くお気づきになつておられたのかどうか。ようやく近年になつて中小企業の探鉱に對してきわめて少額の助成金を出しになったにすぎぬと思うのでありますが、大企業の金属鉱業は、技術的探鉱を当然やっているものと考へられたわけですか。

○政府委員(川出千速君) 従来政府のとしております探鉱促進に関する制度は、ただいま御指摘がございましたように、中小鉱山に對しましては、これは数年前から補助金を出しておるわけでございます。額は必ずしも十分とは思へませんが、今年の予算ではさらにそれを

を拡充する措置をとつておる次第でございます。なお、税制の面におきまして、探鉱促進のための措置も、これも必ずしも満足すべきものと思われませんが、特別償却等の措置もとつておるわけでございます。しかしながら、自由化に對処しますためには、従来の政府の促進策だけでは、何といたしましても十分でございまして、探鉱の必要なことは中小といわず大手といわず同じでございまして、今回探鉱のための長期低利の融資をする融資事業団を提案しておる次第でございます。

○岸田幸雄君 この金属鉱業に對する融資というのは、今回初めて行なわれるわけであつて、これまでではこういう例はなかったのですか。

○政府委員(川出千速君) 探鉱は、非常に危険の度合いが高いと目されまして、金融機関は融資の對象にしていないわけでございます。これは、民間の金融機関はもちろんのこと、政府の金融機関も探鉱に對する融資というのはしてないわけでございます。やはりこれは専門の機関によりまして以外に方法はないと考へた次第でございます。

○岸田幸雄君 そうしますと、従来の金属鉱業というものは、自分でかせいで、探掘した鉱石代なり鉱物の利益金で探鉱しておつたということが事の真相ですか。

○政府委員(川出千速君) さようでございまして。

○岸田幸雄君 ところが、今御説明になつたように、今回貿易の自由化によつて日本の金属鉱業、ことに銅とか亜鉛など相当低廉な価格で日本に輸入されるといふと、既存の中小鉱山は申すに及ばず、大鉱山といへども、非常な

危機に瀕することになると思うのですが、それに対して今度こういう融資団ができることは非常にけっこうでございまして、この規模を聞きまして、きわめて小規模のものかどうかでございますが、これではたして日本の金属鉱業が太刀打ちできるかどうか、その点の見通しはいかがでございましょうか。

○政府委員(川出千速君) 三十六年度の探鉱の実績を申し上げますと、これは全鉱山で約七十億程度と推定しておるわけでございます。ただし、この探鉱の中には、探掘の段取りと申しますか、ほんとうの意味の探鉱でないものも入つておりました。新鉱床を探索するというのは大体その四割見當と推察、推測されておるわけでございます。したがつて、二十数億ということになるわけでございます。しかしながら、自由化に對処して鉱山の體質を改善するためには、従来以上に探鉱を促進していく必要もございまして、そういうような観点からいたしましたので、当初私どもが要望いたしましたのは、二十数億の金額を想定したわけでございますが、その点から申しますと、本探鉱融資事業団は二億の出資と十三億の借り入れ、合計十五億の融資規模でございまして、まあ十分というわけにはいかないかと思ひます。

○岸田幸雄君 そうすると、この融資事業団の融資の對象は主として中小企業というのか、中小鉱山を目標としておるものでありまして、大鉱山は對象にしてないというわけですか。

○政府委員(川出千速君) 鉱業審議会の答申にもございまして、中小鉱山に對する探鉱の促進は、融資よりも補助

金、現行制度の補助金制度でいくべきである、補助金はもちろん無利子でございます。融資よりははるかに手厚い促進策でございますので、補助金制度でいくべきであり、かつその拡充をはかるべきであるという答申がなされておりました、その面からの対策を推進しておる次第でございます。大手企業につきましましては、従来国の施策として特別の措置がなかつたわけでございます。今回、長期低利の探鉱融資ということで事業団を考へておるわけでございます。事業団の融資の對象は大手を考へておるわけでございます。

○岸田幸雄君 そうすると、中小鉱山のほうは、三億とかそこらの資金で助成は受けられるが、今回の融資団よりの融資は受けられないというわけですか。

○政府委員(川出千速君) ただいま申し上げましたように、探鉱補助金のほうが手厚い保護促進策でございますので、これは中小鉱山に限定をして考へております。

なお、融資の對象について、大手以外に中小企業に融資をしないのかという御質問でございますが、この点は法律上はそういう限定をいたしてないわけでございます。ただ探鉱融資事業団が設立されましたから業務方法書を作成することになつております、その業務方法書の中で、その辺をきめることになつておりますが、法律上は中小鉱山を排除することになつていないわけでございます。三十八年度は金額も十分とは申し上げがたいような状況にもございまして、中小鉱山に融資をするという点につきましては、今後なお検討をしてみたいと現在では考へておる次第でございます。

○岸田幸雄君 そうすると、今度の融資団の對象は、主として大鉱山といふふうにお考へになつておるようでありまして、今日の日本の金属鉱山でも大鉱山といわれる数は何ほくらいありますか。

○政府委員(川出千速君) 大手、中小と申しますのは事業単位に考へておりますものから、大手、いわゆる中小企業に属しない大手企業は二十前後ではないかと思ひます。ただし、大手に所屬しておる鉱山でも、中小規模のものは相当にあるわけでございます。

○岸田幸雄君 そうすると、大鉱山でまあ一事業者がかりに探鉱費に三億融資を受けたいといふと三十億円であるから十社に満たない、そういうことになるのですか。

○政府委員(川出千速君) 探鉱融資事業団の三十八年度の融資規模は全額で十五億でございます。

○岸田幸雄君 そうすると、今言つた例からいふと、その全部が当たらぬといふことですが、それで日本の現在自由化に脅かされておる金属鉱業がはたして成り立ち得るかどうか、またこの機会に大いに画策して伸びるものか、この辺のお気持はいかがですか。

○政府委員(川出千速君) 従来探鉱に關する金融的援助措置というものは皆無であつたわけでございますので、その観点からいたしますと、金額は十五億、必ずしも十分とは申しませんが、それでも、それは非常に効果は私はあると思ひます。なお、これはこれで一年で終わるわけではないのでございまして、今後も継続して長期低利の融資をしていくわけでございます。それが累

積されて効果をあげていくわけでございます。効果が少ないということは私はないと考えております。

○岸田幸雄君　そういう状況である現段階においては、当局としては融資団の融資もさることながら、まあ開業銀行とかあるいはその他の民間銀行でも、この際、日本の金属鉱業に対して活を入れるという意味で相当優秀な鉱区に対しては探鉱の資金をも助成してしかるべきじゃないかというふうな行政指導をなさるお考えはないのですか。

○政府委員(川出千速君)　探鉱に関する融資は、政府金融機関からは融資しないことになっておりまして、開業銀行その他の設備に関する資金の貸付はいたしますけれども、探鉱ということについては設備とはいえないわけでございまして、ものを採すということではございまして、それに対する金融はやはり専門の融資事業団でないと今後も期待できないかと思っております。

なお、鉱山につきましては、探鉱設備あるいは選鉱設備その他製錬設備等設備の近代化をはからなければならぬ部分もたくさんございます。従来もこれらの設備の近代化に對しましては、政府金融機関から若干の融資が出ておりましたが、三十八年度は従来よりも大幅に融資される見通しでございます。したがって、探鉱に関する融資ではなくて、鉱山設備の近代化に関する融資は開業銀行その他の政府金融機関から期待されるわけでございまして、○岸田幸雄君　そうすると、相当探鉱のほうの融資が出るということになると、大鉱山の設備の改善は自前でやり得る道が、ある程度従来よりはできる

ということでは言えるわけですね。

○政府委員(川出千速君)　全体の資金の融通については、探鉱に関する融資もございまして、設備の近代化に関する融資も従来よりも額がふえる見込みでございます。その点は従来よりも改善されると思っております。ただし、従来自己資金で探鉱をやっておりましたのは、自由化をいたさないで、国内の価格を海外価格と遮断をいたしまして、割に高く安定をしておりましたために収益が若干あった、それによって自己資金で探鉱をやっておりましたが、その点は自由化になりますと、従来のような潤沢な自己資金ということにはならないかと思っております。

○小林英三君　ちょっと関連ですが、今の質問の中にありました設備の近代化は開業銀行から出る、それから探鉱用の、いわゆる鉱石を採る探鉱に必要な資金は十五億円でございまして、この十五億円のうちの何ですか、この法律の二十五条ですか、にありますが探鉱債権というところから入るのですか、この十五億円の融資というものは、

○政府委員(川出千速君)　この法案の第四条に資本金という項目がございまして、事業団の資本金は、一億円と、政府がその金額を出資する。というところが書いてございまして、三十八年度は全額出資二億そのほか資金運用部からの借り入れが十三億、これは法律には書いてございせんが、予算のほうでそういうふうになっておりますので、二億と十三億の合計の十五億が三十八年度に関する探鉱融資の規模でございまして、

○小林英三君　そうすると第四条の資

本金であります二億円と、それから資金運用部からくるであろう十三億で、合計十五億がいわゆる融資の財源となる。それから中小企業の探鉱のほうの融資ですが、中小企業は融資をしないで補助金だけを出す、こういうことですね。

○政府委員(川出千速君)　大体さうに三十八年度は考えておる次第でございます。

○小林英三君　それから第四章になりますが、役員、理事長一名、理事二名、監事一名、これはどのくらいな俸給が出るのですか。

○政府委員(川出千速君)　俸給につきましてはまだ結論が出ていないわけですが、事業団には大体前例もあるそうでございますので、それをしんじやくしてきめたいと考えております。なお、この事業団はきわめて簡素な形をとるつもりでございまして、事業団の役員もこの種の事業団としては最小の人数でございまして、理事長一名、理事二名、監事一名ということでございます。それから全体の職員も役員を含めまして十五名以内程度を考慮しておる次第でございます。

○小林英三君　理事等の俸給は前例もあるというお話がありました、大体どのような程度の金額を前例とされるおつもりですか。

○政府委員(川出千速君)　その政府機関である事業団の役員の報酬につきましては、実は通産省は所管でないものですから、これはちよつとここで即答しかねるわけでございまして、調査の上で御報告したいと思っております。

○委員長(赤間文三君)　それでは本日はこの程度で散会することにいたします。

午後四時四十九分散会

三月十五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、金属鉱物探鉱融資事業団法案(予備審査のための付託は二月十二日)

三月十五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、競走事業労働者の保障に関する請願(第一五六一号)(第一八四〇号)

第一五六一号　昭和三十八年三月一日受理

競走事業労働者の保障に関する請願

請願者　兵庫県尼崎市難波八条通五六七　小川賀代外　六十六名

紹介議員　上林　忠次君

この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

第一八四〇号　昭和三十八年三月四日受理

競走事業労働者の保障に関する請願

請願者　京都府乙訓郡向日町北山一八〇一　市村芳子　外七十二名

紹介議員　西郷吉之助君

この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

昭和三十八年三月二十九日印刷

昭和三十八年三月三十日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局